



協会けんぽ みやぎ

月刊



1.

第三者による行為が原因で健康保険を使用する場合は…「**第三者行為による傷病届**」をご提出ください

第三者行為とは

交通事故
(自損事故の同乗者の場合も含む)



暴力行為を受けたとき



飲食店での食事等により
食中毒になったとき



など

届け出が必要な理由

第三者行為により受診をしたときの治療費は、本来、加害者が負担します。仕事や通勤途中以外で健康保険を使用して治療をした場合は、加害者が支払うべき医療費等を協会けんぽが立て替えて支払うこととなります。そこで、協会けんぽが後日、加害者（加害者の加入する損害保険会社）に対して医療費等を請求するために、「**第三者行為による傷病届**」が必要となります。

⚠ 示談は慎重に

示談の内容によっては、健康保険を使用した治療や給付を受けることができなくなる場合があります。示談は慎重に行ってください。

⚠ 仕事や通勤途中でのケガや病気は健康保険が使えません

仕事や通勤途中のケガや病気により受診した場合、労災保険が適用されます。詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。



必要な書類

- ① 第三者行為による傷病届
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 同意書



交通事故の場合に追加する書類

- ④ 交通事故証明書
- ⑤ 人身事故証明書入手不能理由書

- ・警察署へ事故の届け出をされていない場合
- ・交通事故証明書に「負傷された方の名前」の記載がない場合
- ・交通事故証明書が「物件事故」扱いの場合

第三者行為による傷病届の詳細や必要書類のダウンロードはこちら▶

【お問い合わせ先】：協会けんぽ宮城支部 レセプトグループ TEL 022-714-6850

※音声ガイダンス「3」をご選択ください



ベガルタ仙台とコラボした
健康動画が一般公開されました！



血圧編



脂質編



代謝編



2. ネット上で質問できる! AIチャットサービスのご紹介!

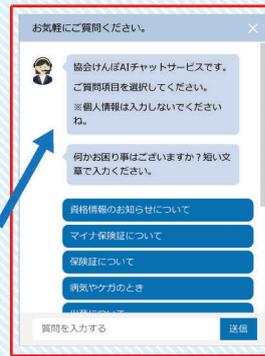
申請書のこと、
直接窓口に行って
聞けばいいのかな?



そういうときは
**AIチャット
サービス**
がおすすめです!



～ AIチャットサービスのご利用方法～



制度や申請方法について
簡単に確認できます。
ぜひご利用ください。



チャットサービスにて申請書の準備ができたなら、
郵送で協会けんぽまでご提出ください。



3. 出前健康づくり講座のご案内

社員が集まる場で講演してほしい・実践しながら健康づくりを学びたい

健康づくりの専門家による無料
の出前健康づくり講座のご案内
をしています。県内どこにでも
講師を派遣しますので、ぜひご
活用ください!



詳しくはこちら▼



講座テーマ

食事



運動



メンタルヘルス
禁煙、健診結果など



※ 協会けんぽ宮城支部にご加入いただいている事業所様が受講の対象となります。
※ 時間は60分が原則ですが、30～90分の間でご相談に応じます(ただし、時間が固定されている講座もあります)。

【お問い合わせ先】: 協会けんぽ宮城支部 企画総務グループ TEL 022-714-6850

※音声ガイダンス「4」をご選択ください

＼協会けんぽ宮城支部LINE公式アカウント／



友だち募集中!



二次元
コード
から追加!



全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

〒980-8561 仙台市青葉区中央4-4-19 アーバンネット仙台中央ビル14階
☎ 022-714-6850 (代表)

協会けんぽ 宮城 検索